

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表  
○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>ニューカッスル病生ワクチン</b></p> <p>動生剤基準のニューカッスル病生ワクチンの3.3.8に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>ニューカッスル病生ワクチン</b></p> <p>動生剤基準のニューカッスル病生ワクチンの<u>3.3.4、3.3.5、3.3.6及び3.3.7（迷入ウイルス否定試験法2.1.1、2.1.2及び2.2.2を除く。）</u>、<u>3.3.8、3.3.9及び3.3.10</u>に規定するところにより、<u>これらに規定する試験を行うものとする。</u></p>